

審査請求書の記載について

労働基準監督署長が行った保険給付に関する決定処分に関して不服のある場合には、以下に述べるように、労働者災害補償保険審査官（以下「労災保険審査官」という。）に審査請求をすることができます。

保険給付に関する決定処分を受けた場合に、その決定の理由や、労災保険の支給基準等についてわからない点があれば、処分を行った労働基準監督署にお尋ねください。

1 審査請求をする場合の注意事項

(1) 審査請求をすることができる人

次の人は労災保険法に規定された保険給付に関する決定に関して労災保険審査官に審査請求をすることができます。

ア 労働基準監督署長から保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）を受け、これに不服のある人

イ アの人が、原処分後死亡した場合に、アの人に係る未支給の保険給付を受けることができる人

(2) 代理人による審査請求

審査請求をしようとする人が自分でその手続を行う場合のほか、代理人によっても審査請求をすることができます。この代理人は弁護士などの特別の資格がなくてもかまいません。

代理人は審査請求人の委任状その他資格を証明する書類をこの審査請求書に添えて出してください。

(3) 審査請求をする方法

審査請求は、原処分をした労働基準監督署を管轄する都道府県労働局に置かれている労災保険審査官に対して行うことになっていますので、この審査請求書に定められた事柄を書き入れて、当該労災保険審査官へ提出してください。郵送でもかまいません。

また、原処分をした労働基準監督署長又は審査請求人の住所又は居所を管轄する労働基準監督署長のところへ審査請求書を提出してもよいことになっています。

なお、この審査請求書を提出せずに、口頭により審査請求をすることもできますので、その場合は、労災保険審査官、原処分をした労働基準監督署長又は審査請求人の住所又は居所を管轄する労働基準監督署長にその旨申し出てください。

(4) 審査請求ができる期間

審査請求は、原処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行うことができます。この期間を過ぎると審査請求はできないことになっています。

ただし、天災地変等の正当な理由があって審査請求が遅れた場合は、3か月の期間を過ぎても審査請求ができます。

2 審査請求書の書き方

審査請求書に書かれた内容に間違いがある場合は、労災保険審査官から補正を命じられる場合がありますので、よく読んで間違いのないようにしてください。

(1) 1の欄

審査請求人の住所又は居所（この審査請求書を提出する際の審査請求人の住所又は居所）及び氏名を書いてください。また、労災保険審査官と連絡の取れる連絡手段をご教示ください。

(2) 2の欄

代理人によって審査請求をするときは、その住所又は居所及び氏名を書いてください。また、労災保険審査官と連絡の取れる連絡手段をご教示ください。

(3) 3の欄

原処分を受けた者の住所又は居所及び氏名又は名称を書いてください。

原処分を受けた者と審査請求人が同一の場合は、「1に同じ」でかまいません。

(4) 4の欄

原処分を受けた者が保険給付その他の給付原因となった災害を被った労働者以外の者であるときは、その災害を被った労働者の氏名を書いてください。例えば、遺族補償給付に関する原処分を受けた者（妻や子など。）や葬祭料に関する原処分を受けた者（葬祭を行った者など。）は、災害によって死亡した労働者以外の者ですから、このときは、その死亡労働者の氏名を書くこととなります。

また、原処分を受けた者と災害を被った労働者が同一である場合には、書く必要はありません。

(5) 5の欄

原処分に係る労働者が、保険給付の原因である災害が発生した当時に使用されていた事業場の所在地と名称を書いてください。

(6) 6の欄

審査請求人が保険給付その他の給付原因となった災害を被った労働者以外の者であるときにだけ、審査請求人とその労働者との法律上の関係が明確になるように、例えば、原処分に係る労働者の「妻」や「長男」というように書いてください。

(7) 7の欄

原処分をした労働基準監督署長名を間違いなく書いてください。

(8) 8の欄

「原処分があったことを知った年月日」は、原処分を知った年月日（労働基準監督署長から支給又は不支給等の決定通知書が送付された年月日）を書いてください。

2つ以上の原処分について審査請求をするときは、それぞれの原処分について、原処分を上に書いてその下にその原処分のあったことを知った年月日を書いてください。

(9) 9の欄

「審査請求の趣旨」というのは、労災保険審査官にどのような決定をしてもらいたいかということです。

したがって、労働基準監督署長の原処分に不服のある場合は、審査請求の趣旨には、労災保険審査官に取り消してもらいたい労働基準監督署長の原処分を具体的に書き、その原処分の取消しを求める旨を書いてください。

労災保険審査官は、審査請求の趣旨で取消しを求めている原処分についてだけ審査をし、決定をするものであって、それ以外には及びませんから、取消しを求める労働基準監督署長の処分については特に注意して書いてください。書き方の例を示せば次のとおりです。

「△△労働基準監督署長が令和〇年2月20日付けで行った遺族補償給付及び葬祭料の不支給決定処分を取り消す旨の決定を求めます。」

(10) 10の欄

審査請求の理由には、なぜ、労働基準監督署長の原処分が取り消されるべきであるのかという理由を要領よく、具体的に書いてください。

この理由は9の欄に書かれた審査請求の趣旨の理由ですから、審査請求人の主張する事柄を順序良く書いてください。簡単な文例を示せば次のとおりです。

「山田太郎は、会社の用務のため家用車を運転中に交通事故により死亡したものであり、業務上の災害であることは明らかである。

したがって、業務を逸脱中に被災したため業務上の災害とは認められないとして行った△△労働基準監督署長の不支給決定処分は誤りである。」

(11) 11の欄

審査請求に関する労働基準監督署長の教示が有ったときは、「有」に○印をつけ、その内容を書いてください。無かったときは、「無」に○印をつけてください。

なお、教示の内容がこの審査請求書に添付してある別紙と同じ内容であれば、「別紙のとおり」と書いて、別紙をこの審査請求書に添えて出してください。

(12) 12の欄

10の欄の審査請求の理由で述べた事実の存否を立証するための証拠及びその事実を証明するためにどの証拠を申し立てるかを書いてください。この場合、その証拠を審査請求人が出すことのできるものであるときは、この審査請求書に添えて出してください。

審査請求人が医師の診断書、レントゲン写真等を有している場合で証拠になると思われる場合は、労災保険審査官へ出してください。

その証拠が審査請求人が出すことのできないものであって、審理のための処分（関係者の事情聴取、鑑定等）の申立てを必要とするときは、上の事項に加えてその内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由を書いてください。

(13) 13の欄

原処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月を過ぎてから審査請求をする場合は、審査請求が遅れた正当な理由を書いてください。

(14) 審査請求年月日の欄

この審査請求書を提出（郵送の場合は発信）する年月日を間違いなく書いてください。

(15) 審査請求人氏名の欄

審査請求人の氏名を書いてください。代理人によって審査請求をするときは、代理人の氏名を書いてください。

(16) 1から13までの欄で書ききれないときは、「別紙（1、2、3…）のとおり」と書き、別の紙に書いてこの審査請求書に添えて出してください。

書き方について、なお、わからない点がありましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお尋ねください。

記載例は裏面をご覧ください

労働保険審査請求書の記載例

審査請求人の住所及び氏名を書いてください。また、労働保険審査官と連絡の取れる連絡手段をご教示ください。もし、審査請求後に住所を変更した場合は、その時点で労働保険審査官にその旨を申し出てください。

代理人によって審査請求をするときは、その住所及び氏名を書いてください。代理人を選任した場合は、委任状を添付してください。

この審査請求の対象となる支給又は不支給決定処分等（原処分）を受けた者の住所及び氏名を書いてください。
審査請求人と同一であるときは、「1に同じ」でかまいません。

原処分を受けた者が保険給付の原因となった負傷、疾病、死亡などの災害を被った労働者自身でないときは、その労働者の氏名を書いてください。
たとえば、夫の死亡により妻が遺族補償給付及び葬祭料の請求を行って、原処分を受けた場合には、夫の氏名を記入します。
原処分を受けた者が災害を被った労働者と同一である場合は、書く必要はありません。

様式第1号

労働保険審査請求書

1 審査請求人の

住所又は居所 〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇町4-12-3
(電話番号 012-4567-7890)
氏名 山田 花子

審査請求人が法人であるときは

住所
名称
代表者の住所
又は居所
代表者の氏名

審査請求人が、保険給付の原因となった災害を被った労働者自身でないときは、審査請求人とその労働者との法律上の関係を、たとえば、「妻」や「長男」というように書いてください。
審査請求人が被災労働者自身である場合には、書く必要はありません。

被災した労働者が災害発生時使用されていた事業場（勤務先）の所在地と名称を書いてください。

2 代理人によって審査請求をするときは、代理人の

住所又は居所
氏名

3 原処分を受けた者の

住所又は居所 1に同じ
氏名又は名称

労働基準監督署長から保険給付の支給又は不支給等の「決定通知書」が送付された年月日を書いてください。

4 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

山田 太郎

労働保険審査官に取り消してもらいたい労働基準監督署長の原処分を具体的に書き、その取消しを求める旨を書いてください。

5 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた事業場の

所在地 〇〇県××市××町6-2-1
名称 〇〇鉄工株式会社

6 審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

妻

この審査請求の対象となる原処分を行った労働基準監督署長名を書いてください。氏名まで書く必要はありません。

7 原処分をした労働基準監督署長名

△△ 労働基準監督署長

8 原処分のあったことを知った年月日

令和 〇 年 2 月 21 日

9 審査請求の趣旨
△△労働基準監督署長が令和〇年2月20日付けで行った遺族補償給付及び葬祭料の不支給決定処分を取り消す旨の決定を求める。

なぜ、労働基準監督署長の原処分が取り消されるべきかという理由を要領よく、具体的に書いてください。
この欄に書ききれない場合は、別の紙に書いてもかまいません。

10 審査請求の理由
山田太郎は、会社の用務のため自家用車を運転中に交通事故により死亡したものであり、業務上の災害であることは明らかである。
したがって、業務を逸脱中に被災したため業務上の災害とは認められないとして行った△△労働基準監督署長の不支給決定処分は誤りである。

11 原処分をした労働基準監督署長の教示の

有
 無
内容

労働基準監督署長からの決定通知書に、審査請求に関する教示がある場合には、「有」を○で囲み、その内容を書いてください（審査請求書に添付してある別紙と同じ内容であれば、「別紙のとおり」と書き、別紙をこの審査請求書に添えて出してください。）。
もし、教示がない場合には、「無」を○で囲んでください。

12 証拠（審理のための処分を必要とするときは、処分の内容）並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由
会社の上司A、同僚B、Cの陳述書を添付する。

13 法第8条第1項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

以上のとおり審査請求をする。

令和 〇 年 3 月 15 日

審査請求人氏名 山田 花子
(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)
(代理人によるときは、代理人の氏名)

労働者災害補償保険審査官 殿

審査請求の理由で述べた事実を証明するための資料であれば、その資料名を書いてください。
労働保険審査官に審理のための処分（関係者の事情聴取、鑑定等）を申し立てる場合は、処分の内容と申立ての趣旨及び理由を書いてください。

天災地変等の正当な理由があつて、審査請求が遅れた場合は、3か月の期間を過ぎても審査請求できるため、その場合は、審査請求が遅れた理由を具体的に書いてください。

審査請求人の氏名を書いてください。代理人によって審査請求をするときは、代理人の氏名を書いてください。

- 1 この保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

- 2 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して二か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から三か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

- 3 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から一年を経過した場合は、提起することができません。
また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から一年を経過した場合は、提起することができません。
なお、①審査請求をした日から三か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。